

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、人事委員会規則で定める職員（以下「特定職員」という。）にあつては、人事委員会規則で定める日を初日とする1年（以下「特定期間」という。）とする。

第9条第3項中「その年」の次に「（新たに特定職員となつた者にあつては、採用された日から人事委員会規則で定める日まで）」を加え、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「その年」の次に「（特定職員にあつては、特定期間）」を、「翌年」の次に「（特定職員にあつては、当該特定期間の次の特定期間）」を加え、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 第4項の規定により与えられる年次休暇の日数のうち、同項の人事委員会規則で定める期間に受けなかつた日数がある場合は、人事委員会規則で定める日数を当該期間満了の日の翌日から起算して1年を経過する日まで、繰り越すことができる。

第9条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、特定職員のうち人事委員会規則で定めるものの年次休暇は、人事委員会規則で定める期間について人事委員会規則で定める日数とする。

第12条に次の1項を加える。

3 職員が精神性疾患により、療養のため休暇を請求した場合における病気休暇の期間は、第1項の規定にかかわらず、最初に請求する場合に限り、連続する180日の範囲内で必要と認める期間とすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年9月1日から施行する。ただし、第12条に1項を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員のうち改正後の沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第2項ただし書の規定が適用されることとなる職員については、改正後の条例第9条第6項の規定にかかわらず、施行日から平成29年8月31日までの間に限り、13日（平成28年1月1日以後に新たに職員となった者にあっては、改正後の条例第9条第3項の人事委員会規則で定める日数）に平成27年における年次休暇のうち平成27年1月1日から同年12月31日までに受けなかった日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、平成28年において施行日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）の年次休暇を繰り越して請求することができるものとする。
- 3 改正後の条例第12条第3項の規定は、改正前の沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第12条第1項の規定により病気休暇（精神性疾患によるものに限る。）の承認を受けた職員で当該承認に係る病気休暇の期間の末日とされた日が附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後であるものについて適用する。この場合において、改正後の条例第12条第3項中「連続する180日」とあるのは、「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年沖縄県条例第号）による改正前の沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第12条第1項の規定により承認を受けた病気休暇の初日から起算して連続する180日」とする。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

県立学校に勤務する職員及び県費負担教職員の年次休暇の取得促進を図るため取得期間の特例を定めるとともに、精神性疾患により療養を要する職員に対して付与する病気休暇の期間の特例を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。